

研究開発助成事業

技術指向型の中小企業の新技術、新製品等の研究開発に対する助成金を交付する。

【助成金概要】

管 轄 財団法人三菱 UFJ 技術育成財団
業種・形態 設立または創業 5 年以内（新規事業進出後 5 年以内含む）の中小企業
または個人事業

助成金額 100 万円以内（上限） 助成率：1/2 以内

公募時期 平成 23 年 4 月 1 日～ 5 月 31 日（予定）

要件・条件の概要

【対象プロジェクト】

現在の技術水準からみて、新規性があり、技術水準が高く、事業化可能性の高いプロジェクト。原則として、2 年以内に事業化可能性のあること。

【対象資金】

新技術、新製品等の研究開発資金、およびその成果の事業化に必要な資金。
（調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費など）

【審査内容】

- (1) プロジェクトの新規性、市場性
- (2) プロジェクトの実現可能性
- (3) 経済・社会への貢献内容など

申請するには！ <http://www.josei-kin.net/seminar/080107.html>

新技術開発助成金

広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。「独創的な新技術の実用化」をねらいとしており、基本原理の確認が終了（研究段階終了）した後の実用化を目的にした開発試作を対象とする。

【助成金概要】

管 轄 財団法人新技術開発財団

業種・形態 中小企業

助成金額 2000万円以内（上限）

助成率 2/3以内

公募時期 平成23年4月1日（金）～平成23年4月20日（水）

要件・条件の概要 【開発技術の要件】

- (1) 独創的な国産の技術であり、本技術開発に係わる基本技術の知的財産権が特許出願等により主張されていること
- (2) 開発段階が実用化を目的にした開発試作であること。すなわち、“原理確認のための試作”や“商品設計段階の試作”は対象外
- (3) 実用化の見込みがある技術であること
(過去に当財団の助成を受けたテーマの場合はその開発完了認定技術の改良のための新技術であること。)
- (4) 開発予定期間が原則として1年以内であること
- (5) その技術の実用化で経済的効果が大きく期待できること
- (6) 自社のみの利益に止まらず、産業の発展や公共の利益に寄与すること
- (7) 同じ技術開発内容で他機関からの助成を受けていないこと

【助成対象外】

- (1) 医薬品およびソフトウェア製品の实用化開発
- (2) 国の承認審査のために必要な臨床試験段階の開発
- (3) 研究段階、商品設計段階、量産化段階の技術開発

申請するには！ <http://www.josei-kin.net/seminar/080107.html>

略的基盤技術高度化支援事業

特定 20 技術分野（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援する。特に、複数の中小企業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援する。

【助成金概要】

管 轄 中小企業庁・地域経済産業局

業種・形態 中小企業・ものづくり高度化法承認企業（同時申請も可）

助成金額 4500万円以内（初年度） 助成率：委託事業

公募時期 平成23年3月10日（木）～平成23年5月10日（火）

要件・条件の概要

法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とする。1件当たり4,500万円として、120件程度を採択する予定。

【特定 20 技術分野】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 組込みソフトウェアに係る技術 | 2 金型に係る技術 |
| 3 電子部品・デバイスの実装に係る技術 | 4 プラスチック成形加工に係る技術 |
| 5 粉末冶金に係る技術 | 6 溶射に係る技術 |
| 7 鍛造に係る技術 | 8 動力伝達に係る技術 |
| 9 部材の結合に係る技術 | 10 鋳造に係る技術 |
| 11 金属プレス加工に係る技術 | 12 位置決めに係る技術 |
| 13 切削加工に係る技術 | 14 織染加工に係る技術 |
| 15 高機能化学合成に係る技術 | 16 熱処理に係る技術 |
| 17 溶接に係る技術 | 18 めっきに係る技術 |
| 19 発酵に係る技術 | 20 真空の維持に係る技術 |

申請するには！ <http://www.josei-kin.net/seminar/080107.html>

微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業について

埼玉県では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実・適正な処理を推進するために、「微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業」を以下のとおり実施する予定です。

事業概要

廃電気機器等の PCB 濃度測定に要する費用を助成するものです。

対象者

県内（さいたま市を除く。）で対象機器を保有している大企業を含む民間事業者等（1事業年度につき1回に限ります。）

対象機器

業務用の1～9の電気機器で、微量のPCBが混入しているおそれがあり、絶縁油中のPCBの濃度を測定しなければ、微量PCB混入廃電気機器等への該当の有無がわからないもの。（使用中のものを含みます。）

1. トランス
2. コンデンサ
3. 計器用変成器
4. リアクトル
5. 遮断器
6. 整流器
7. 開閉器
8. 放電コイル
9. 中性点接地抵抗器

※ 微量 PCB 混入廃電気機器等とは、意図的に PCB を使用していない電気機器であって、0.5mg / kg 超の PCB に汚染された絶縁油を含むものを言います。

交付額

PCB のサンプリング及び分析に要した費用の 1/2（消費税相当分を含む。）

※ 1対象者につき、30検体、1検体10,000円を上限とします。

申込期間

平成23年4月1日から平成24年1月31日まで

※1 平成24年2月28日までに実績報告をしていただく必要があります。

※2 予算の範囲を超えた場合、申込みを締め切ります。

※ **PCBの濃度の測定に着手する前に、申し込んでください。**

交付決定通知の前に測定を行うと補助金を交付できません。

申込方法

以下に掲載している交付申請書（県産業廃棄物指導課でも配布します。）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、申込期間中に県産業廃棄物指導課へ持参もしくは郵送してください。

申請するには！ <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sanpai-pcb-hojo.html>

